

進路だより

令和5年12月22日
都立中野特別支援学校
第4号
校長 和田 慎也
担当 湊 友里

【専任より】

本校の進路指導に御理解・御協力を賜りまして、ありがとうございます。今学期は、小中学部においては就業体験、高等部においては職場見学や現場実習がありました。また、先日は保護者向け進路研修会も実施いたしました。それぞれの進路行事等への御協力に、大変感謝いたします。

先日の保護者向け進路研修会では、板橋区にあります障害者施設 ftI ビジネス・スクール（就労移行）/ftI ビー・ワーク（就労継続B型・生活介護）統括施設長の高原様に御講演をいただきました。盛りだくさんの内容で、最後は駆け足になってしまいましたが、将来の就労や自立を目指して知っておくべき内容が多くありました。

1年前の進路だよりで、「就労の場（特に企業就労）においては、『働きたい気持ち』が強く求められる」と記載いたしました。

「人は何のために働くか？」

私たち大人が生徒たちにこのことを伝える際、「自分の欲しいものを買う」「人へのプレゼント」など、概ね金銭に関する話をします。しかし、実際は「金銭取得」だけが目的ではなく、「社会とのつながり」や「自尊心低下の防止」、「人生のメリハリ」など、様々な目的があり、そのことを講演の中で教えていただきました。「次の休息の楽しみのために」と聞いた時には、「あるある」と納得したほどでした。

「人が働く目的」は、それぞれの経験により、その数が増えるのだと思います。いよいよ、冬休みが始まります。新型コロナウイルスによる自粛も薄れてきましたので、新たなことにチャレンジしてみたいかがでしょうか？

（田邊 大樹）

【専任より】

ある出張先の会議のお話の中で「2024年問題」というワードがあがり、その問題により福祉事業所の送迎ドライバーを確保できないという話を伺いました。お恥ずかしい話ですが、私は「2024年問題」の内容を知らず、その会議の中では分かったような振る舞いをしておりました。学校に戻り、改めて「2024年問題」について調べると以下のことが分かりました。御存知の方も多いと思いますが、改めて御確認をさせていただきます。

「2024年問題」

- ・2024年4月1日からトラックドライバーの年間の時間外労働時間（残業時間）の上限が960時間までに規制されることによって生じる様々な問題の総称。
- ・具体的な問題点は「ドライバーの賃金減少」「ドライバーの離職」。
- ・このような背景から福祉業界で予想される問題点が「送迎ドライバーの人不足」となります。

今まで送迎をしていただいていた事業所がドライバー不足により、送迎はできませんという日が、もしかしたら来てしまうのかもしれませんが。そんな問題を控えている中、学校では「早い段階からの一人通学の練習」、「校外での活動機会を設定する」ことなどが考えられるかと思えます。また、御家庭では「ヘルパーを利用して外出の機会を設ける」、「一人で外出する機会を設ける」などが考えられるかと思えます。いずれにしろ家庭、地域、学校が一体になって取り組まないと乗り越えられない課題であると感じております。今学期も本校教育活動への多大なる御理解、御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。社会情勢に疎かった私ですが、今後は社会の情勢に目を向けて、力強く社会の中で生き抜いていける力を生徒たちが身に付けられるようサポートできればと思っております。今後も家庭、地域、学校が一体となり、一緒に問題を解決していきましょう！

（江川 拓郎）

【小学部】

小学部では、5年生と6年生で校外での就業体験を行っています。今年度は、5年生は地下鉄中野車両基地、6年生は京王バス永福町営業所で体験を行いました。

事前学習では、進路専任の先生から身だしなみや挨拶についての話を聞いたり、主事さんから掃除のやり方を教えてもらいながら校内の掃除をしりました。就業体験当日は、働いている方々からの説明を聞き、電車やバスの車体整備の見学や車内の清掃体験をさせていただきました。車内から見る洗車の様子、初めて座る運転席から見た光景など普段見たことのない角度から電車やバスを見学した子供たちは目を輝かせていました。体験最後は、挨拶をして感謝の気持ちを伝えました。

事前学習や就業体験を通して、担任以外の教職員から地域や社会の方々へと関わりを広げ、学びを实践することで自信につながる貴重な体験学習になりました。
(湊 友里)

【中学部】

中学部2年生は、2学期に弥生福祉作業所への就業体験と東京ビルメンテナンス協会による校内日常清掃の特別授業を実施しました。

就業体験では実際に見学、作業を経験したことで将来の進路について意識が芽生えた生徒もいたようでした。

日常清掃の特別授業では、自在ぼうきとダスタークロスの使い方について学習しました。専門の方から御指導いただくことで、いつもとはちがう緊張感をもって臨んでいました。生徒は、設定していただいた課題が活動の中でできるようになった達成感から、他のことにも挑戦してみたいという声も上がりました。高等部進学やその先の進路選択にむけて社会自立の意識をもつことができるよう、中学部全体を通して系統的な指導を継続してまいります。
(伊達 恵子、石田 直暉、杉本 美樹)

【高等部1年】

10月中旬に実施した第1回職場見学では、6グループに分かれて、飲料関係・自動車関連企業や、就労移行・就労継続支援B型・生活介護事業所の見学・体験を行いました。2日間にわたって2か所の企業・事業所を見学・体験し、実際の現場の雰囲気を感じたようでした。見学後は、職業の授業内で事後学習を行い、お互いの経験や感想を共有しました。
(松尾 啓矢、和泉 悠太)

【高等部2年】

高等部2年生の生徒たちは、10月から初めての現場実習に取り組んでいます(～2月まで)。自宅を出ていつもとは違う電車やバスに乗って、友達も先生もない場所へ足を踏み出していく。想像するだけで心臓がバクバクしませんか?でも2年生の生徒たちは素晴らしい。1日目、2日目と過ごす中で自分の力を発揮できています。実習から戻ると、びっくりするほど声がハキハキしている生徒、楽しかった～!と自分から話してくれる生徒など、みんなのたくましさに頭が下がる思いです。もちろん難しかった人もいます。でも、ここを自分の現在地として、進路を考える貴重な材料を得たと捉えることが大切なのではないでしょうか。

今回の実習を経て、3学期にはいよいよ3年次の実習希望を具体的に考えていただくこととなります。悩みは尽きないかと思えます。まずは、担任へ御相談いただき、一緒に考えていきましょう。

(本橋 剛、玉上 美智子)

【高等部3年】

現場実習への御協力、ありがとうございました。これまでの学習成果を発揮できた生徒、思うようにいかなかった生徒、また新たな自分の課題を見つけるなど、校内の生活では気付けなかった学びのある実習になりました。皆さん、よく頑張りました。進路先が決まると、進路先または学校から手続きについての案内があります。進路先から直接御家庭に連絡があった場合は、学校にもお知らせください。

「決める」を目標に行ってきた実習ですが、「進路先が決まった」はゴールではなく、スタートです。職場や作業所には様々な人がいて、一緒に目標に向けて協力する「チームで働く力」が求められます。仕事に対する姿勢、挨拶、話を聞く態度、規律を守る、独りよがりにならないで意見を聞くなど、社会人として基礎となる力を残りの学校生活で付けていきましょう。

卒業後に向けて、個別移行支援計画の作成をします。担任から書類を提示しますので御記入をお願いします。引き続きの御支援、御協力をよろしく願いいたします。

(清水 裕子、武井 理、宗形 秀人)

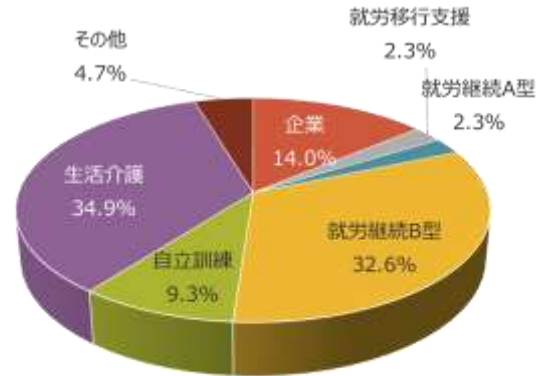
福祉的就労って何ですか？ 企業就労との違い？

1 福祉的就労とは

中野特別支援学校高等部卒業生の進路先とその割合は、右図の円グラフのとおりになります。特別支援学校では、企業と雇用契約を結んで就労すること（企業就労）に対して、福祉施設と（福祉サービスの）利用契約を結んで働くことを「福祉的就労」と呼ぶことが多いです。

福祉施設には、「就労移行支援サービス」「就労継続支援（A型・B型）サービス」「自立・生活訓練サービス」「生活介護サービス」があります。「生活介護サービス」を除く福祉施設では、「働く」ことを中心とした日中活動を行います。施設によっては、「働く」ことを通して、作業工賃を得ることができます。

「生活介護サービス」の福祉施設では、歩行活動やリハビリテーションなどの健康支援活動、レクリエーションや季節の行事などの余暇支援活動を中心とした日中活動を行います。ただ、「生活介護サービス」の福祉施設の中には、受注作業や清掃作業、食品製造などの作業支援活動を取り入れ、作業工賃を得ることができる施設もあります。広い意味で、「生活介護サービス」についても、「福祉的就労」と捉えられています。



令和4年度卒業生の進路先と割合

2 福祉的就労と企業就労の違い

| | 福祉的就労 | | 企業就労 |
|-----------|--|--|--|
| | 生活介護 | 生活介護を除く | |
| 契約 | サービス利用契約 (介護等給付) ※障害支援区分3以上 | サービス利用契約 (訓練等給付) ※障害支援区分要件なし ※就労継続A型は、雇用契約も結ぶ。 | 労働基準法に基づく 雇用契約 |
| 決定の仕方 | 行政による利用調整による ※利用調整対象外の施設あり 利用調整対象外施設：実習後の評価による | | 採用選考の結果による |
| 作業工賃および賃金 | 最低賃金の定めなし ※就労継続A型は最低賃金以上 ※就労継続B型：平均約15,000円/月 | | 最低賃金以上 ※東京都：1,113円/時 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 移動、着替え、食事、排せつ等の日常生活支援あり 一部送迎車あり | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援なし 自力通所 ※就労移行、自立・生活訓練は、利用期間あり。 (原則、2年間) | <ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用枠で就労 就業時間数： 週当たり20時間以上 社会保険 ※加入要件あり |